

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令（案）に関する意見募集に対して提出された意見及びそれらに対する考え方

〔意見提出期間：令和7年5月31日（土）から同年6月30日（月）まで
意見提出数：4件（うち、個人1件、匿名3件）〕

※意見提出数は、意見提出者数としています

No.	提出者	提出された意見	意見に対する考え方	案の修正の有無
1	匿名	これ以上外資系が入らない様にしていただきたいです。	いただいた御意見については、本意見募集の対象外です。	無
2	匿名	2分の1以上を処分した旨届け出た日以後は、その後再び2分の1を超えて株式を保有することとなつても、認可を要しないことになると解される。したがつて、第2号イの書類は、不要とすべきである。	郵便貯金銀行については、日本郵政株式会社が郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、郵政民営化法（平成17年法律第97号）第110条第1項の規定は適用されず、郵便貯金銀行が同項各号に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならないとされています。 郵便貯金銀行が、この届出をしようとするときにおいても、日本郵政株式会社が郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出たことにより認可制から届出制に移行したことを踏まえ、日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権のその総株主の議決権に占める割合が二分の一以下であることを確認する必要があるため、第2号イに規定する書類は必要と考えます。	無
3	個人	特別利益に関しての意見です。自動車保険の保険料に対してですが、団体割引が存在します。個人において事故を起こすリスクは等しいと考えます。リスクは等しいのになぜ加入先によって保険料に割引が適用されるのでしょうか？大企業に勤務し団体割引が存在していれば割引の恩恵を受けることができます。これは果たして平等性の観点から問題があると考えます。ぜひ是正すべきだと考えます。	いただいた御意見については、本意見募集の対象外です。	無
4	匿名	民営化失敗	いただいた御意見については、本意見募集の対象外です。	無